

# 天領

会報  
第17号

1989年6月



新羅神社

社団法人 石見大田法人会

# 目次

《座談会》新市長・新町長に聞く	1
ミニ税務コーナー	4
税制改正	5
消費税のワンポイント	7
囲碁コーナー	8
企業訪問《小川商店》	9
おまつり広場	10
間歩	11
税のこぼれ話	11
消費税の見直し論によせて	12
地域職業訓練センター	14
質問手帳	15
珍税・奇税	15
天領秘話「石見銀山防衛が使命だった松江藩」	16
会員親睦ゴルフ大会開催	19
囲碁解答	19
思い出の剣	22
編集後記	22

からかみ しらぎ

## 韓神新羅神社

新羅神社は、大田市五十猛町大浦海岸の、西側の岬、泊り山に祀られています。

神社の名前の新羅は、朝鮮で4世紀の半ばに成立した国で、10世紀中期には、高麗に滅ぼされていますが、この間600年、大浦の港は新羅文化を受け入れる窓口だったかどうかと、ふと古代に夢を誘います。

祭神の武進雄尊は、スサノオノミコトの別名です。新羅の神といえば、即ちスサノオであると、広く信じられています。

これは日本書紀の一書に曰く「高天原を追われたスサノオが、朝鮮の牛頭州にしばらくおられ、母の国がいい、といて帰国された」としていることが、新羅の神はスサノオだということの根拠になっているのです。

新羅神社の神紋「亀甲剣花菱」は、出雲大社の神紋「二重亀甲剣花菱」とそっくりですが、古代出雲文化と古代朝鮮文化の習合が偲ばれて、無限のロマンをかきたてるではありませんか。

(石村禎久記)

題字 鈴木大東氏

# 座談会

## 新大田市長 熊谷國彦氏 新温泉津町長 宮原史郎氏 に聞く

六月七日(水) 松石見大田法人会広報委員会メンバー十名は、この四月新しく大田市長・温泉津町長に就任された岡氏と、新市長・新町長の抱負を承る、座談会を催しました。

以下当日の内容の骨子のみを記載致します。

### 地場産業の育成

【渡辺】 本日の進行役を努める渡辺でございます。

此度、地区内の首長全員の方より抱負を承り度く計画していましたが泉町長が生憎ご不在なのでこのような会合となりました。

法人会は、健全な納税団体として、誠実な記帳と適正な申告の普及徹底を図ると共に、企業経営の健全な発展を図ることを目的にした団体でございます。

それでは、最初に大田市長さんよりご挨拶をお願い

致します。

【市長】 今日、法人会の広報委員会にお招きいただき有難うございました。



私くしも市長に就任して二ヶ月位しかたらず、毎日忙がしい日々を送っています。皆さんは平素から税について研究され、その適正申告に努力されておられる事に対し心から敬意を表する次第でございます。

本日は、よろしくお願致します。

【渡辺】 続いて温泉津町長さんお願い致します。

【町長】 私くしも四月に就任して間がなく、引継ぎに忙殺されている現状でございます。今日は皆さんの意見を聞き今後の町行政に役立てて参りたいと思っておりますのでよろしくお願致します。



【渡辺】 地場産業の育成についてどうお考えでしょう。

【伊藤】 私は、瓦の製造を行っておりますが、瓦を作るだけから脱却して三次産業に近い所まで行かなくては、地域の発展はないと思います。又、大田市だけにしかない物作りも必要で



あり現在若い人材が少ないものなやみの種でございます。



【小林】 温泉津の場合も、地元に残る若者が少なくなくており、これは商業・工業はもちろん第一次産業の農林水産業にも大きな陰をなげかけている現状を見ると、若い労働力をいかに確保するかが大きなポイント

だと思えます。

【市長】 地場産業の育成は大変大切なことですが、現在の地元企業あるいは誘致企業が、若者が満足をして働ける場を作る為努力されることも必要だと思えます。

【町長】 温泉津町の場合、基幹産業が第一次産業でございます。この農林漁業これを今一度真剣に見直して取り組みたいと思っております。その中で雇用の場を

広げながら若者の定着を図り同時に活性化を検討して行きたいと思っております。又一方去年の四月スタートした福光地区にある特別養護老人ホームを中心とした老人福祉の拠点とする。この両面で行政を行って見たらと思っております。



【難波】 先程より地場産業の問題が出ておりますが、私は、地元の企業が現状を

# 座談会

良く見、又反省もし今少し地元の発展策を研究し、さらに自分の商売により一層の力を入れる事が大切だと思えますし、そうすることにより地元の発展につながると思えます。

企業誘致にしても、立地の問題、労働力の問題等々色々諸条件があり簡単にはいかならぬと思えますし、現在大田市は都市間競争に完全に負けているように思えます。

## 都市集積の拡大

【小林】現在の買物は、レジャー的になっておることを我々は忘れてはいけぬ問題であり、これからの商店街の開発は、この点を考えて行う必要があると思えます。

【天崎】商店街の問題が出ておりますが、この大田市の玄関である駅前開発に早急に取り組んでいただく必要があると思えます。

又、橋南開発の問題もあります。我々はこれに合せて商店街創りを行っていく必要があると思っております。



【市長】この問題は、林市長以来の懸案事項ですが、市としては、地元の人々の了解を得て行いたいと思っておりますが全体で約20ヘクタール位になると思えます。現在一部には反対される方もおられるようですので、これ等に納得して頂き実施して参りたいと思っております。

【伊藤】この問題は、大田市というより石東広域圏の玄関ですので早急に実施して頂きたいと思えます。又、我々経済人としても出来るだけの協力をして実施に努力する必要があると思っております。

【渡辺】温泉津町の場合はどうでございますか。



【町長】温泉津町の場合は、温泉津町単独ではなかなかむつかしい問題がありますので、石東広域圏というより石見広域圏として考えて活性化に努めたいし、又、そうする事により温泉街の来客を伸ばす事も可能となると思っております。



【竹腰】商店街の問題が出ておりますが、私達中央商店街も雇客の減少傾向にあり路面店も懸命に努力はしておりますが、やはり商圏人口の増加を図ることが是非共必要だと思えます。

【嶋崎】商圏人口の増加もさることながら、商店会又、個人の力の結集をしなければ雇客の増加は望めないと思えます。

【町長】私も以前大田市内に勤めていたことがありますが、駅通りは車の一方通行と併せて歩道が狭い事等により買物客に影響が出ているのではないのでしょうか。一方通行を元にもどすことはどうでしょうか。

【天崎】一案ではあります。現在車が大変化しておりますので両面通行は交通渋滞になり、かなりむつかしいんではないかと思えます。

## 観光立地の諸施策

【渡辺】色々お話しが出ておりますが、次に観光行政

の面についてお伺いしたいと思えます。

【石田】我々は、何とかしてこの大田市を発展させようと思っておりますが、その為には、市民が何等かの形で継続して参加実行していくものが必要だと思えます。

例えば三瓶のリゾートを考えた場合、その一部に市民が総参加してこの計画全体を盛上げる方策を検討することが必要だと思えます。



【渡辺】リゾートの問題が出てきましたが、ここで市長さんよりリゾートの問題温泉津町長さんより観光開発の現状等を、お聞かせ頂きそれから皆さんの意見を聞いて見たいと思えます。

【市長】インターリゾート島根で三瓶の開発を行うといわれて久しいんですが、本年度北の原にフィールド

# 座談会

ミュージアムの建設が決まり、県としては、三ヶ年計画で実施されることとなり、三瓶リゾート開発と調和のとれた開発を行う事で県も乗気になっておる所でございます。又、リゾート計画も、県・市・企業の三者一体となつて行う事が決定しており、そこでリゾート法の指定を受ける為、核になる民間企業が必要でありこの程その企業もだいたい決まりました。そこで現在計画書の内容のチェックの作業まで来ておる所であり、本年の八月頃を目途に内容の良否の決定があり、決定次第、次の第三セクターのメンバー構成を行うわけですが、すでに数社に御願をしておる現状でございます。

又、仁摩町長、温泉津町長さんと良く相談して「三瓶」石見銀山「仁摩」の砂時計「温泉津温泉」のルートの設定、道路網の整備等を行つて行く必要があると思つております。

【渡辺】大森の場合は町並保存をやりつつあるところでありますが、この整備も早急に行う必要がありますし、看板一つにしても昔の面影を残すことが大切だと思います。

【町長】温泉津町としては、「海と温泉」を基調にして長期滞在形、いわゆるリゾート観光を行つていく事が必要であると思つておりますが、特長を出す為、一次産業とリゾートを結ぶ事を検討しており、さらに温泉津町だけでなく石見地域の市町村と横のつながりを図り乍ら又、少ない予算で投資効率を出していく必要があると思つております。

【西村】最近の観光客は、ほとんどが車でこられます。この時に広域的な面から見

ると、大田・仁摩・温泉津を一つの面としてとらえて考える必要があると思つてPRも行つていく事が大切だと思つてますし、さらに、観光ルートの設定も、これに添つて計画する必要がありますと思つてます。又、銀山の場合、駐車場から間歩間が長いのと道巾が狭いので、その間の輸送の面を考えると必要があるのではないでしようか。

【市長】おっしゃる通りですが景観を壊さず道路等の整備を考える必要がありますが、今のところ現状で公開して、それから逐次懸案事項を処理して行きたいと思つております。

【難波】広域観光という事でお話しが出ておりますが同じ宣伝をするのであればカラー・書体等を統一したもので行う事が必要であり



又、カラーにしても明るい色を取り入れる等の工夫も又大切だと思つてます。

【松井】「三瓶」銀山「砂時計」温泉津温泉」これを見れば

【市長】私の考えとして温泉津町と一緒に陳状し、祖式「西田」を通つて湯里に出る道路整備をしたいと思います。そうすると銀山から温泉津温泉まで一番の近道になります。

【松井】先程、カラー・書体の統一という話がありましたが大田・仁摩・温泉津共同の広域パンフレット等の作成も必要だと思つてます。

【石田】大田・仁摩・温泉津の市・町・観光協会等で協議して作成の必要があると思つてます。

【小林】国道九号線から銀



山等に行く案内板を設置することも必要だと思つてますし、特に大田市周辺から入る案内板の設置が是非共必要だと思つてます。

【伊藤】長久町の九号線から入つて駅前を通つて又、九号線に出たというエピソードもありますので、要所要所に案内板が必要だと思つてます。

【竹腰】高い宿泊施設だけでなく安く泊れる施設も必要だと思つてます。



## 会議都市大田

# 座談会

になって考えて頂きたいと思ひます。

【渡辺】そうですね、たしかに器の大きいのが必要だと思ひます。

【嶋崎】大田市は、県の中央ですのでは是非必要です。最底五百人以上の集容力のあつても良いと思ひますね。



【難波】大型会議場の建設のお話しが出たんですが、他市では、厚生年金会館等色々公的な施設があります。大田市も是非必要だと思ひますので市長さんよろしく願ひ致します。

【市長】市で全部は出来ませんが、市で出来ることはやっています。思ひますので皆さん商工業者の方々も考えて頂きたいと思ひます。

【伊藤】平成三年には、仁

摩町の砂時計が完成するやに同っており、これが出来

ますと石東地域の観光名所が増えることとなり、これとタイミングを合せて道路

網の整備を行う事も大切だと思ひます。瑞穂インターから因原までは三年位で完成し三十分で来られるようになるんですが、それから大田に継ぐ事が必要だと思ひます、そうする事により

観光面と会議場面作戦で行う事が出来ることとなり大変良い事だと思ひます。

## 人材育成

【渡辺】色々お話しが出ておりますが最後に人材育成について何かお考えがござりますか。

【市長】韓国の大田市と姉妹縁組をしておりますが、これを継続するため市も予算化をしておりますが、これからは国際人として英語が少しは話せるような人材を育成していかなければならないと思ひており、英語

の教師くらいは、大田市で採用して各学校へ派遣する

ような方法も今後検討していく必要があると思ひます。

【町長】温泉津町でも、学校の先生と研究会を行ったんですが、小学校くらいから子供を海外に派遣をして（一週間位）ほしいという意見が多かつたんですが、将来を見越した国際的感覚を身に付けた人材育成が必要だと思ひますね。

【渡辺】大田市の場合も夏休みに中学生の海外派遣を行ったんですが大変好評でございましたよ。是非検討してみして下さい。

【町長】人数に制限がありますので生徒の人選が又大変だろうと思ひますね。

【渡辺】本日は長時間に渡り色々とお話しを賜り厚くお礼申し上げます。時間も当初予定していたより長くなりましたが大変有意義な座談会でございました。本日は本当に有難うございました。

## 「税務」コーナー

平成元年四月から印紙税の一部が変更されました！！

次の文書については、平成元年四月一日以後に作成したものから印紙税は課税されないこととされました。

なお、これ以外の文書に對する課税の範囲、税率の変更はありませんが、旧第五号文書（株券等）以下の

番号が変わります。

【注】従来、これらの号に所属が決定されていた文書でも、他の号にも該当していたものは、引き続き課税文書に該当する場合がありますから、注意してください。具体的な課否判定については、その文書を税務署間税担当まで御持参ください。

○物品切手(旧第4号文書) 百貨店などの商品券、贈答品などの預り券、景品券、ワイシャツ券など
○永小作権、地役権、質権、抵当権、租賦権、漁業権又は入漁権の設定又は譲渡に関する契約書、無体財産権の実施権又は使用権の設定又は譲渡に関する契約書(旧第14号文書)
○貸貸借又は使用貸借に関する契約書(旧第16号文書) 建物貸貸借契約書、機械貸貸借契約書など
○委任状又は委任に関する契約書(旧第17号文書) 委任状、売買委託契約書、役員就任承諾書など
○物品又は有価証券の譲渡に関する契約書(旧第19号文書) 物品売買契約書、物品交換契約書など

# 税制改正の概要

昭和六十三年十二月の税制改正は、税制と経済・社会の現状との間に不整合が生じていた事態に対処して、今後の高令化社会の到来、経済・社会の一層の国際化を展望し、国民の税に対する不公平感を払拭するとともに、所得・消費・資産等に対する課税を適正に組み合わせることにより、均衡のとれた税体系を構築することを目的として、消費税の創設などの税制全般にわたる改正が行われました。

## 税制改革の五本柱

1 所得税・住民税の大幅な減税

今回の税制改革では、三兆三千億円の所得税・住民税の減税が行われました。昭和六十二年九月の税制改正と合わせると五兆五千億円にのぼる過去最高の減税です。

(1) 減税のポイントは？  
税率のきざみが簡素化

され、累進構造がゆるやかにになりました。税率のきざみが一〇・五〇〇の十二段階から、一〇〇・五〇〇の五段階に簡素化されました。「表1」特に、最低税率（一〇％）の適用範囲が大幅に拡大されたので、サラリーマンの約九割が最低税率一本ですむようになりました。

表1 所得税率

昭和62年分以前		昭和63年分		平成元年分	
課税所得金額	税率(%)	課税所得金額	税率(%)	課税所得金額	税率(%)
150万円以下	10.5	300万円以下	10	300万円以下	10
200 "	12			600 "	20
300 "	16			1,000 "	30
500 "	20			2,000 "	40
600 "	25	5,000万円超	60	2,000万円超	50
800 "	30			5,000 "	60
1,000 "	35			5,000万円超	60
1,200 "	40				
1,500 "	45				
3,000 "	50				
5,000 "	55				
5,000万円超	60				

(2) いろいろな控除の額が引き上げられました。中低所得者層の税負担の軽減に配慮して、基礎的な控除である基礎控除、配偶者控除、扶養控除が引き上げられました。「内助の功」に報いるため、配偶者特別控除が大幅に引き上げられました。

教育費などがかきむ世代の税負担の軽減を図るため十六歳から二十二歳までの扶養親族（特定扶養親族）について、扶養控除の割増制度が設けられました。福祉政策等の観点から老人扶養控除、障害者控除などの諸控除が引き上げられました。「表2」

2 消費税の創設、個別間接税制度の整理・合理化（物品税の廃止など）  
ご存じのとおり四月一日から、誰もが広く薄く負担する消費税が実施されました。その理由は  
(1) 所得税・住民税の大幅な減税のため  
近年、財政状況が特に厳しく大幅な所得減税を行えなかったため、税負担が急増し、サラリーマンをはじめとする納税者の重税感が高まっていました。消費税の創設によって、これまでに例をみない規模の所得税・住民税の減税ができました。

控除の種類	改正後	改正前
基礎控除	350,000円	330,000円
配偶者控除	一般の控除対象配偶者	350,000円
	老人控除対象配偶者	450,000円
	一般の控除対象配偶者	650,000円
	老人控除対象配偶者	750,000円
扶養控除	一般の扶養親族	350,000円
	特定扶養親族	450,000円
	老人扶養親族	450,000円
	同居老親等以外の同居老親等	550,000円
	一般の扶養親族	650,000円
	特定扶養親族	750,000円
障害者控除	同居特別障害者である扶養親族	750,000円
	同居老親等以外の老人扶養親族	750,000円
	同居老親等	850,000円
一般の障害者	270,000円	250,000円
特別障害者	350,000円	330,000円
老人者控除	500,000円	500,000円
寡婦控除	270,000円	250,000円
	又は 350,000円	
寡夫控除	270,000円	250,000円
勤労学生控除	270,000円	250,000円
配偶者特別控除	(最高)	(最高)
	350,000円	165,000円

(2) サラリーマンの不公平感の緩和のために  
消費税はどんな人にも消費の大きさに応じて公平な負担を求めることができます。全体としてバランスのとれた税制とすることこそサラリーマンの不公平感を

緩和する有効な手段です。  
(3) これまでの間接税のいきつまりを解消するために

これまでの間接税は、もともとせいたく品に課税する趣旨でしたが、価値感や消費態様が多様化した現在では、せいたく品の基準を決めることは困難になってしまいました。世界の主な国には消費税のような広く薄く負担を求める間接税があります。消費税の創設により、我が国の間接税の体系が近代化・国際化することになります。

(4) 高齢化社会に対応するために  
豊かな高齢化社会を支えるためには、国民みんなが広く薄く負担を分かち合うことが必要です。将来の働き手である私たちの子供や孫のために、いま準備をしておかねばなりません。

3 負担の公平の確保

キャピタル・ゲインを原則課税とし、医師課税を見直すなど負担の公平

の確保を図っています。  
(1) キャピタル・ゲイン(株式売却益)の原則課税

平成元年四月一日以降に個人が行う株式等の譲渡による所得は原則課税とされました。その課税方法は、申告分離課税を原則とし、証券会社などを通じた取引の場合には、源泉分離課税が認められます。

表3

課税方式	内 容
申告分離課税	確定申告を通じて、譲渡益に26% (所得税20%、個人住民税6%) の税率で分離課税する。
源泉分離課税	選択により、譲渡益(原則として売却代金の5%とみなす)について20%の税率による源泉徴収で分離課税する。

公開(上場、店頭登録)されている株式等の譲渡については二つの課税方式の選択が認められています。ただし、公開前に取得した株式等を公開後一年以内に譲渡する場合には源泉分離課税の選択は認められません。

されています。  
(2) 医師税制の見直し

社会保険診療報酬が五千万円を超える医師や歯科医師(平成元年分)や医療法人(平成元年四月一日以降開始事業年度から)については、社会保険診療報酬の所得計算の特例を適用しないこととされました。この結果、本特例の適用を受ける医師数の割合は全体の約六割から約四割に減少することになります。

(3) 土地取得に係る借入金  
利子の損金算入制限  
法人が新たに取得した土地等に係る借入金の利子については、昭和六十三年十二月三十一日以後終了する事業年度から、原則として取得後四年間は損金に算入されないこととされました。

4 国際的視点に立った法人税の軽減

経済の国際化が著しい現在、国際的にみて法人の税負担が重すぎると、企業が海外に流出し、産業の空洞

化、雇用の減少を招くおそれがあります。そのため、法人税の基本税率を段階的に引き下げ、地方税を含めた法人課税の実効税率を五〇%以下にすることとされました。

(1) 税率の引下げ  
基本税率と中小法人を対象とする軽減税率が引き下げられ、配当軽減税率が段階的に廃止されます。

表4 法人税の税率

種類	昭和63年度	平成元年度	平成2年度
普通法人の 基本税率	42% (32)	40% (35)	37.5%
中小法人の 軽減税率	30 (24)	29 (26)	28
協同組合等 の軽減税率	27 (22)	27 (25)	27

( ) 内の数字は配当軽減税率

九〇%→八〇%  
(3) 少額減価償却資産等の限度額の引上げ

十万円未満→二十万円未満(平成元年四月一日以降開始の事業年度から適用されます。)

(1) 課税最低限の引上げ  
例えば、妻と子供二人が相続人の場合  
三千二百万円→六千四百万円

(2) 税率の緩和  
配偶者に対する軽減措置の拡充

非課税限度額について、二分の一相当額又は四千万円→法定相続分相当額又は八千万円  
(4) 小規模宅地等についての課税の減額割合の引上げ  
事業用 四〇%→六〇%  
居住用 三〇%→五〇%



# 消費税のワンポイント

## 1 税抜経理方式と税込経理方式の選択適用

消費税の経理方式には、消費税の額とその消費税に係る取引の対価の額とを区分して経理する税抜経理方式と区分しないで経理する税込経理方式とがあります。が、いずれの方式を選択適用するかは法人の任意です。しかし、取引ごとに異なる方式を適用することは法人の消費税に対する認識に統一性を欠き、例えば消費税が資産の取得価額に算入されたり、算入されなかったりという結果になり、公正妥当な会計処理とはいえないことから、その選択した方式は原則としてその法人のすべての取引について適用しなければなりません。したがって、例えば、固定資産のうちA資産については税込込み、B資産については税抜き、また、経費のうち交際費については税抜

き、それ以外の経費については税込込みというように、個々の資産又は個々の経費ごとに異なる方式を選択することは認められません。

消費税は、売上げ等の収益に係る消費税から仕入れに係る消費税を控除して納付税額を計算するというものですから、税抜経理方式を選択した場合には、売上げ等の収益に係る消費税は仮受消費税と処理し、仕入れに係る消費税は仮払消費税として処理するという、いわば消費税については一種の通過勘定として処理することとなり、仮受消費税と仮払消費税とが両建てとなるのが建前です。

消費税しか生じないような経理処理は消費税を通過勘定として処理することにならないので、仮受消費税と仮払消費税とを両建てさせ、ために仕入れについてもすべて税抜処理を行うのが原則です。

ただ、売上げ等の収益に係る消費税につき税抜経理をしている場合には、事務の手数等を考慮して、仕入れに係る消費税のうち資産に係るものと経費に係るものとのいずれか一方につき税込経理をしても、仮受消費税と仮払消費税とが両建てされることとなり、消費税を通過勘定として処理することになるので、これを認めることとされています。

の性質（棚卸資産は回転が早く、その多くが遅くとも翌期において売上原価となることから費用に類するものといえます。）を考慮し、固定資産等と異なる方式を選択することが認められます。ただし、この方式を選択する場合には、税込込み、税抜きによりその事業年度の売上原価が異なることになることから、その適用した方式については継続して適用することが必要です。

これに対して、売上げ等の収益について税込経理方式を選択する場合には、固定資産の取得等及び経費等の支出に係る取引のすべてについてもすべて税込経理をしなければなりません。すべて税込経理しなければならぬということは、課税所得金額の計算上、固定資産等に係る消費税はその取得価額に算入しなければならぬ、ということに

意味があります。つまり固定資産等に係る消費税は、固定資産の償却計算等を通じて費用化される、ということ。

このように、売上げ等の収益について税込経理をする場合にはすべて税込経理すべきこととされているのは、売上げ等の収益を税抜経理しなければ、貸方に仮受消費税が計上されないにもかかわらず、借方に仮払消費税が計上されることになり、消費税を通過勘定として処理することにならないからです。

なお、税抜経理方式と税込経理方式を併用した場合、売上げ等の収益に係る取引は税抜経理方式で、固定資産等の取得に係る取引又は経費等の支出に係る取引のいずれかの取引について税込経理方式を適用していますので、課税期間の終了の時における仮受消費税から

税抜経理として認められる方式

区 別	No							
		1	2	3	4	5	6	7
売 上	卸 資 産	○	○	○	○	○	○	○
固 定 資 産	繰 延 資 産	○	○	×	○	×	×	○
経 費		○	×	○	○	×	○	×

○-----税抜方式・×-----税込方式

仮払消費税（控除対象外消費税額を除きます。）を控除した金額とその課税期間に納付すべき消費税額又は還付を受ける消費税の額とが一致しないことになりません。

この差異は、税抜経理方式の場合、仮払消費税とされている消費税が、税込経理方式では、損金に算入されることにより生じるものですから、その課税期間において、益金処理（決算調整で雑収入に計上します。）が必要となります。

2 源泉所得税の取扱

所得税の源泉徴収が行われる報酬・料金については、原則として、消費税の額を含めた支払金額金額が源泉徴収の対象となります。

ただし、支払を受ける者からの請求書等で報酬・料金と消費税が明確に区分されていれば、消費税抜きの金額を源泉徴収の対象として差し支えないこととされています。

例えば、税理士報酬として消費税相当額を含め10万3千円を支払う場合、原則としては10万3千円の10%つまり1万3千3百円を源泉徴収することとなります。

これに対して、請求書等で報酬10万円とこれに対する消費税相当額3千円が明確に区分されている場合には、10万円の10%、つまり1万円を源泉徴収すればよいこととなります。

次に、給与等が物品又は用役などで支払われた場合に現物給与等として源泉徴収が行われますが、その際

源泉徴収の対象となる給与等の金額は、消費税相当額を含めた金額となります。

例えば、社員に小売価格7万2千円（消費税相当額2千円含む。）の自社商品を支給した場合に、消費税込みの7万2千円が給与等の収入金額となります。

また、通達において定められている現物給与の非課税限度額の判定に当たっては、支給される現物給与の額に消費税相当額が含まれている場合には、百三分の百を乗じた金額（10円未満の端数を切り捨てます。）で行うこととされています。

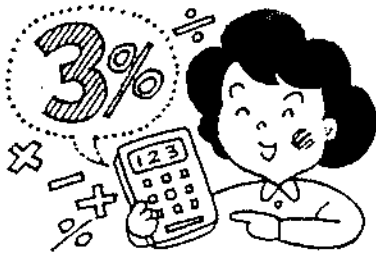
なお、報酬・料金等について消費税が課税される場合、その報酬・料金等の支払調書は、次により作成することとなります。

「報酬・料金、契約金及び賞金の支払調書」の「支払金額」欄の記載については、報酬・料金等の支払を受ける者からの請求書等において本来の報酬・料金等

の額と消費税の額とが明確に区分されているかどうかにより分ります。

- (1) 明確に区分されていない場合は、「支払金額」欄には、消費税分を含めたところで記載します。
- (2) 明確に区分されている場合は、「支払金額」欄には、消費税の額を除いたところで記載して差し支えありません。

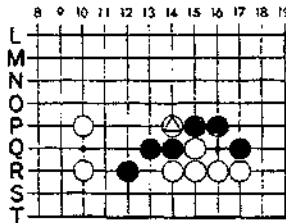
ただし、この場合、その除いた消費税の額については、その額を「(摘要)」欄に記載する必要があります。



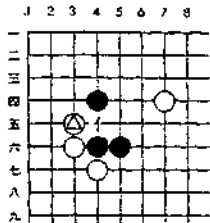
【出題】

手筋 黒番

○△の一手を取る次の一手を示してください。(シチョウウ白良し)



(黒番)



## 企業訪問

# わが社の企業経営



有限会社 小川商店

代表取締役 小川良知

(資本金 八五〇万円)  
従業員 三七名

当社は、終戦間もない昭和二十三年祖父小川研市が木材・木炭の販売を始めたのが商売の始まりであります。その後木材・木炭の輸送には経費が掛り過ぎる為利益が伸びない事がわかりそれではと昭和二十九年に運送部門を開設したのであります。六ト車一台、オート三輪二台という貧弱なものであります。

当時、温泉津町の基幹産業は漁業が中心であることに目を付け、同じ燃料販売を行うならと、石油類の販売も併せ行う事とし漁船の重油を中心に販売を開始し

たのであります。当時はまだ国道九号線が開通してない悪路の中、トラックにドラムカンを積んで浜田へ油の買付けに行っては販売することの繰り返しでありました。その間には、江津市に沈んでいるロシア海軍のイルティツシユ号の金塊捜しの時、深田サルベージの大きな船に夜十一時より十二時頃まで重油を運んだこともあったようです。その後代変りし、昭和四十年四月資本金三百万円です。有限会社に改組し、私の叔父である園部清之助が社長に就任したのであります。

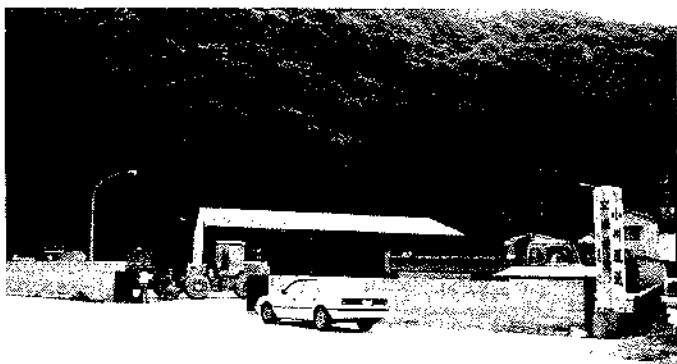


しかしその前途は厳しく、毎日が苦難の連続であったようです。その間二度に渡るオイルショックに見舞われ、その都度、社長、社員が一丸となって販売・会社の合理化に努力して危機を乗り切ってきたのであります。又、昭和五十九年には火災に遇い、皆様に多大の御迷

私等兄弟二人に大きく責任がのしかかってきたのであります。私は、後継者として代表者に就任したのであります。私達二人は、企業経営上において色々口論をする事はありますが、お互いに責任分担をしながら共に協力していくことを、誓ったのであります。

我社は、石油販売業・一般区域貨物運送業・食品スーパーの三部門を営んでおり、まさに再出発の年、それが昭和六十年であったわけでございます。誠に一本の矢は折れても、二本の矢は折れにくいと言います。まさに、我社の事を言っているような気が致します。しかし、昭和六十一年には、為替の関係上、油の値段の低下と運送部門の売上不振により、同年の十二月経費の節減・企業の合理化を図る為、経営者として断腸の思いで退職者を募ったのであります。そして、他の従業員と一緒に頑張って努力した結果、この危機を乗り切る事が出来たのであります。さらには、三隅災害の復旧・ケートソンヤードの造成等により、運送部門も軌道にのり、今では地場産業であります。窯業界にも大変お世話になり、そのウエイトも大なるものとなりました。お蔭で、私が社長就任当

時より考えていた「スクラップアンドビルド」により、ひとつ敷地内で、地場産業である石州瓦を使った石油スタンドとスーパーおがわ福光店をこの六月二十八日オープンする運びとなったのでありますが、今日に致るまでの間、沢山の人々との出会い、又多くの事を学ばせていただいたことを



皆様に心から感謝申し上げる次第でございます。  
 今後は、当社の三つの部門が参調を合わせて伸びなくは事業全体の発展性があり得ないと思っております。それには、人材育成をしなければ

れる店造り、企業から必要とされる会社造りに適進し、地域に貢献出来る企業へと頑張っていくと誓っております。今後は、より一層の御支援、御指導を宜しくお願い致します。  
 最後に、法人会の一層のご発展をお祈り致します。

ばなりません。「人は宝だ」と申します。優れた人材育成に力を入れていく考えですが、社訓として、  
 一、反省  
 一、創意  
 一、行動  
 一、感謝  
 一、社会性  
 以上の基本を守りながら、日々研鑽を重ね、従業員共々創意工夫の中から、知恵を出し合い決心をもって責任ある行動をなし、地域の皆様に愛される店造り、企業から必要とされる会社造りに適進し、地域に貢献出来る企業へと頑張っていくと誓っております。今後は、より一層の御支援、御指導を宜しくお願い致します。  
 最後に、法人会の一層のご発展をお祈り致します。

# おまつり広場

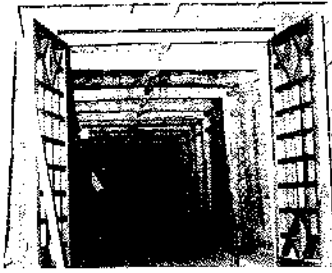
- 天領さん  
 日時 八月五日・六日  
 大森会場(五日)  
 ○江戸のまち開き(十時)  
 ○代官行列  
 ○銀山寄席  
 ○大道芸人  
 久手港  
 ○花火大会  
 大田会場(六日)  
 ○天領さん踊りパレード  
 ○石見銀山天領太鼓  
 ○天領クイーンコンテスト  
 ○綱引き大会  
 ○カラオケ大会  
 ○天領杯弓道大会  
 ○天領杯バレーボール大会  
 ○飛脚駅伝  
 外おもしろイベント多数  
 ※イベント内容は、一部変更の可能性有  
 にまごいせ祭り(瀬摩町)  
 日時 七月二十九日(土) 一日  
 内容 (二十九日)  
 ○船行列(午後二時)  
 ○町内パレードセレモニー(三時)  
 ○銀ギンレース(四時半)  
 ○打上花火(八時)  
 ○仮装カラオケ大会(九時)  
 (三十日)  
 ○ビーチバレー大会  
 一〇〇チーム参加  
 午前九時より琴ヶ浜にて開会  
 温泉津温泉夏祭り(温泉津町)  
 日時 八月七日(月)  
 ○青空市場(九時) 漁協  
 ○子供映画会(二時半)  
 (コミュニティセンター)  
 ○子供みこし(六時半)  
 ○やぶれかぶれもってけ市(七時)  
 ○漁火行進(七時半)  
 ○温泉津太鼓(七時半)  
 ○銭太鼓(七時五十分)  
 ○花火大会(八時)  
 ○カラオケ大会(九時)  
 ※イベントは、温泉津港を中心に行なう

## 龍源寺間歩から栃畑谷へ 新坑道を辿る

石見銀山七谷のうちの、大谷にある龍源寺間歩は、文化七年（一八一〇）に銀山付役人、野沢左源太が、その著書の「銀山砂子」で「法の花、名のみに残る龍源寺」

と、流麗な筆致で紹介している。坑口が端正で美しく、「こ」を尋ねた人たちは、しばらくは江戸時代の昔へ夢を通わせる。

この龍源寺間歩から二百七十三間の距離で、栃畑谷へぬける坑道が、大田市の手で整備され、七月から一般に公開する運びになった。



新しく掘った栃畑谷へ出る坑道

龍源寺間歩は、正徳四年（一七一四）の間歩改めに

出てくるが、それより百年余り前の、江戸時代の初めに、既に水ぬき坑として掘られた古い坑である。

柑子谷（仁摩町大國）に田平坑・彦兵衛坑、主税坑が新たに水ぬき坑として掘られると、有力な採掘坑となり「銀山砂子」が

「この間歩は大鉦（大きな鉦脈）の今、世に出て白銀の帳と見ゆる鉛錠（上品な鉛石）」

と書いているように、銀を豊富に出すお直山となった。繁盛したために悲劇もあり、安政（一八五四）の初めに水素ガスのために一坑がほとんど焼け、坑内ではガスが灯に引火して、坑夫の多数が窒息したり、焼死したりした。

龍源寺から栃畑谷へ、ひんやりした坑道を辿ると、全体に八度の傾斜をしており、旧坑道百五十六・七段につながって、新しく掘った

た坑道百十六・四段で栃畑間歩へ出る。

旧坑道は高さ一・六段、幅員一・五段前後だが、盤を少し下げて高さを二段余りとして歩きやすいようにしてある。坑口から八十五

段ほどで、高さが九・五段で坑が切り上って横に入る。ここには別に下りの斜坑があり、坑口を塞いで危険をふせいでいる。

旧坑道には鍾押し（手掘りの穴）の跡が二十カ所余りあって、かつての辛い作業ぶりが偲べる。

坑道は途中で六十度のカブをつくったりしている。新坑道は高さ一・九段、幅二・一と、天井と左右の壁には、鉄骨を組み、松丸太で化粧ワクを施す工夫がしてある。

坑内の照明は十段間隔で保安灯をともし、二十カ所余りの鍾押し跡には、横にあまりが広がるスポット光線を設備し、弱い照明は、江戸時代の雰囲気をかもし出す。

旧坑道から新坑道を辿ると、かつて人口二十万、寺

院百カ寺を数えた銀山最盛期のころの中心だった栃畑谷へ出る。「銀山砂子」は「むかし栃の木多かりしや」

としるす。この栃畑の地底には、大正十二年の閉山まで掘られた佐藤鉦が横たわり「銀山まきあげ節」が、この地底から生まれた。

栃畑谷には呉服間歩のほかお直山だった今泉間歩が二重穴坑道をのぞかせているし、この谷にはかつて、朝鮮から来た人々のいた唐人屋敷、唐人橋跡と伝えられる遺跡がある。

明治三年、龍源寺間歩から栃畑間歩などを見て回った太政官巡察使、福井豊之助は

「百千尋分け入る山の敷内にわが民の憐れをぞしる」と感懐を和歌に託し、地底で働く人々の苦勞を偲んでいる。

## 税のこぼれ話

### Ⅱ 数の話

昔、ある村がききんになつて大変困った。代官に嘆願することになったが、誰も字が書けない。中で一人が、考えがあるといつて引き受けた。

代官所で嘆願書を開けると中には、「一二三四五六七八九十」とあり、最後に「三」が書かれていた。

代官が、書いたその者にたずねると、「一つ一つ申し上げます。二は苦が苦がしく、三年このかた。しじようなききんで、五穀もろくろく実らず。質におくやら、恥をかくやら、食わずに苦しむ。十村の難儀」と読んだ。

最後に三とは何かたずねると、「願人横川三蔵」と答えたとか。



# 消費税見直し論によせて

## 韓国消費税

### (付加価値税)の研究

(税理士)渡 辺 常 弘

#### はじめに

皆様もよくご存知のとおり、昨年十二月二十四日、税制改革法など、税制改革関連六法案が成立し

- (一)所得税・個人住民税の負担軽減
- (二)負担の公平の確保
- (三)相続税の軽減・合理化
- (四)国際的視点に立った法人税制の確立
- (五)望ましい間接税制度の確立

などを標榜しての大改革が行なわれました。

そして税制改革の基本理念に基き、所得・消費・資産等の間で、均衡のとれた税体系の構築を図るために消費税が創設され、去る四月一日より適用されており

ます。昨年末の公布以来、詳細

な内容も不明のまま賛否両論の論議が盡されて参りましたが、実際に適用される内容がわかるにつれ、且つ現実

に消費税を支払う段階になって、新たに各種の問題点が指摘されてきています。

そして問題は、此の新税に対して不満な人が多いことと

その原因を探ってみますと、今次の税制改革の大綱が理解されていないことによるもの、消費税の内容・しくみについて正確な知識をもっていないためのも、また、単に反対のための反対とか、立場によって色とりどりと思えます。

本十七号会報は、消費税施行後としては初めて発行されるものでありますから、

担当署の税制改革についての広報も掲載されるものと存じますので、私は、マスコミが早期是正点等を組上にあけていますが、その参考

までに既に十二年前から実施されている、韓国の付加価値税(日本の消費税に相当する税目)の要点について述べてみたいと思えます。

去る四月三十日から五月三日まで、私共の中国税理士会が、韓国へ付加価値税研修のため視察団を派遣しました。目的は、日本の消費税にあたる韓国「付加価値税」の実情について見聞し、更に税理士業界における消費税対応の参考とすることでありまして、不肖私もその代表者として参加いたしました。

初日は、韓国々税庁と会合、付加価値税の内容の説明を受け、質疑応答の機会を得ました。

二日目は、韓国税務士会の会長以下幹部と会合し、付加価値税についてその長

所短所、並びに導入から定着までの経緯を承わり、執行面での問題点等を詳細に知ることができました。

導入時期につきまして、韓国では一九七七年に導入されましたが、

西ドイツ 一九六八年  
フランス 一九六八年  
イギリス 一九七三年  
イタリア 一九七三年  
に導入されています。

税率につきましては、韓国では導入当初より現在まで一〇%で不変ですが、

西ドイツ 一九六八年  
フランス 一九六八年  
イギリス 一九七三年  
イタリア 一九七三年  
に導入されています。

税率につきましては、韓国では導入当初より現在まで一〇%で不変ですが、

西ドイツ 一九六八年  
フランス 一九六八年  
イギリス 一九七三年  
イタリア 一九七三年  
に導入されています。

標準・割増・軽減と三種ありますが、標準税率は

二〇%から一八・六%  
へ  
イギリス 一〇%より一五%へと変動していて、各国とも当初から一〇%以上の高い税率です。

導入から定着まで  
欧米諸国では、「新税は

悪税である」という諺があります、如何なる税でも、その導入時には悪税として抵抗を受けるものであるといわれています。ご多聞に洩れず韓国においても大きな抵抗を受けたようです。

前述のように、十二年前に付加価値税を導入した韓国は、その二年後に当時の朴大統領が暗殺されるのであります。この暗殺の原因

は付加価値税にあると、韓国経済界では逸話になっています。恐らくその原因の構成要素の一つということ

でしょうが、兎も角この新税は、大いなる悪税として抵抗を受けたのが事実と思われ

ます。朴正熙大統領は一九七九年に、当時の中央情報部長にピストルで暗殺されたのです

が、一九七九年春から夏にかけて、慶尚南道の釜山市で、学生達の大規模なデモがあつて、この時、二年前に導入された付加価値

税に不満を持っていた一般市民がこれに同調し協力し

たといわれています。それまでは、学生達のデモに一般市民、商人等が協力したことはなかったたので、このような抵抗をみて、中央情報部長が政権奪取を夢みたものとの話であります。勿論事実かどうかは推測の域を出ません。

しかし、そのような経過をへて、現在では完全に定着をみているようです。

### 付加価値税の概要

韓国においては、付加価値税の単一税率構造からくる租税負担の逆進性を補完するため、奢侈品に対し「特別付加価値税」を同時施行しています。

なお、わが国と同様、付加価値税に物品税等八税目が統合されました。

免税対象は、未加工食料品、医療保健用役、教育文化用役、公共企業提供財貨用役、金融保険用役、独立専門的的人用役であります。

免税点制度については、個人事業者に限って課税特例者制度があり、邦貨七二

〇万円以下の売上業者については、正常な付加価値税原理を適用せず、簡単な方法で申告、納付ができる特例制度が設けられています。

即ち年間給付対価の二％を特例税率としている。これは通常税率一〇％に対しその二〇％であり、我國の簡

単課税制度が売上の二〇％に対して税率を適用するのと似ていると思われる。因

に諸外国の免税点を我國の三千万円と比較すると、韓国では前述の如く免税点制度がなく、西ドイツ七七〇

万円、イギリス五二一百万円、フランスは年税額三万四千

円以下免税となっていて、相当の開きのあることがわかるのであります。

次に、韓国付加価値税は事業者間では外税方式ですが、消費者に売る場合は殆ど内税方式となっています。

### 韓国人の付加価値税に対する認識

韓国では税理士のことを税務士という。任漢得会長は民正党の国会議員であり

弁護士でもあるが、付加価値税の長所として次のように述べられた。

(一)投資を促進すること。

新規投資の場合一〇％の仕入還付があるためである。

(二)課税に対して抵抗がない。即ち税の実質負担

者である消費者段階では内税であるため、負担感がないとのこと。

(三)インボイスの発行により、取引や申告の正当性が確認できること。

即ち脱税防止となるということである。

次に短所として次のことをあげられた。

(一)物価に影響を与えること。

(二)逆進性があること。

特に韓国では、我國に比較して免税品目、並びに免税用役が多いため、本税に統合された物品税等八税目の納税経験のある人が占める割合が高いため、比較的早く定着したと会長は述べられております。それでも大

体五年程度で定着したといわれています。

私はその他にも、他の収益税とは異り、消費は好況に拘らず一定の水準は必要であろうから、一定の税率が確保できるのも長所と考えています。韓国の税収の内訳をみますと、付加価値税は二〇％を超え、所得税、法人税ともそれぞれ一〇％前後を占めているに過ぎません。従って韓国財政の基盤を本税が支えている現状であります。

### おわりに

わが国で消費税が実施されて以来、二カ月余りを経過いたしました。

消費税は、高令化社会の到来、経済、社会の一層の国際化といった将来の展望を踏まえつつ、租税に対する不公平感を払拭すると共に、均衡のとれた税体系の構築を目的にしています。

しかし、消費者は減税面の自覚がなく、消費税額の負担感のみを訴え、事業者も転嫁の困難さ、事務の複

雑さを懸念しています。

韓国国税庁の話に「EC諸国のように納税意識の高い国では外税方式でもよいが、意識の低い国では内税方式がよい」とありました。

なるほど、物品税が施行されていた時代、内税方式であったため、我々もそれをあまり意識せずに購入したものです。勿論わが国民の納税意識が高くないというわけではありません。

以上スペースの関係もあり、まことに簡略な内容であります。付加価値税では十二年先輩の韓国に参考とすべき点があると思えます。

先進国では殆ど実施されている消費税がアメリカでは実施されていないと言われるが、州税では小売税として実施している所が多い。

我国では、将来の財政を考える時に最早廃止はむづかしいと思われその適正化のための見直しを真剣に考え、早く定着を図るべきものかと思料するものであります。以上

**島根県の中央 大田市に  
地域職業訓練センターが  
設置される**

地方産業都市を中心とする地域の中小企業の従業員などを対象に、いろいろな教育訓練を実施する事業主および事業主の団体に施設を提供することによって、地域で働く人々の職業能力の開発と向上を図る施設がこの四月に出来ましたそれが島根中央地域職業訓練センターです。このセンターは、地元、大田市が敷地を提供し、雇用促進事業団が建物を設置し、その運営は「職業訓練法人・島根中央能力開発振興協会」が委託されており、大田市を始めとする二十十四ヶ町の事業主とその従業員の多様な教育訓練ニーズに応え、また手近に利用出来る施設です。

教育訓練の内容を申し上げますと、センターが直接実施する教育訓練、または、事業主などがセンターの施設の貸与を受けて実施でき

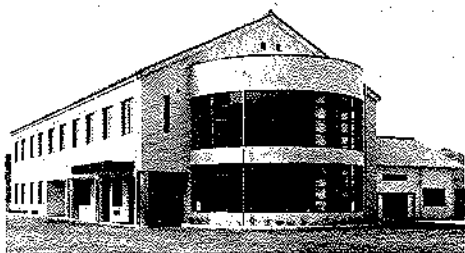
る教育訓練などは、次のとおりです。

**(イ) 認定訓練の実施**

- ① 若年労働者育成のための養成訓練
  - ② 一定水準以上の知識および技能をもつ従業員に対する向上訓練
- (ロ) 職業に関する講習講座の開催

- ① 職業に関する各種の資格免許取得のための講習・講座
- ② 求職者などに対する職業講習
- ③ 職業訓練指導員の資質向上のための研修
- ④ その他、技能検定試験の実施など

(ハ) 職業能力開発に関する



島根中央地域職業訓練センター全景

所在地 大田市大田町大田  
イ三〇九一二

敷地 三、三二八・九五㎡  
建物の構造鉄筋コンクリート  
二階建(瓦葺)

建物の面積 一、三二八・九七㎡  
一階 八四二・九五㎡  
二階 四八〇・九七㎡

ボンベ室 五・一〇㎡

**施設の概要は次の  
とおりです**

情報の提供・相談  
① 職業能力開発に関する情報の提供 ② 事業主などが行う教育訓練に関する国、県からの援助措置についての相談・指導

(ニ) 施設内容  
パソコン教室、A教室、B教室、調理教室、研修室、実習室、C教室、視聴覚教室、D教室、E教室の十教室からなっております。

又一般のご利用については丁度県下の中央に位置しておりますし、各種会議、研修会、セミナーなど大いに利用していただきたいとおもいます。

**● 職業訓練の概要 (認定訓練)**

職業訓練の種類	訓練課程名	訓練科目	訓練の対象となる技能の範囲	訓練生数
養成訓練	普通課程	OA事務科	二輪事務及びワープロ・パソコン等のOA事務機器の操作に関する技能	20
		建築現場管理科	建築現場の管理における技能	10
向上訓練	管理監督者課程	第1科	仕事の教え方	40
		第2科	改善の仕方	40
		第3科	入の扱い方	40
		第4科	安全作業のやり方	40
	技術向上課程	生産管理科	品質管理、工程管理、労務管理、3J要約コース等	120
		安全管理科	産業安全管理者養成講習等	50
		建築科	木造建築物の建築並びに設計及び制図における技能	330
		電気科	建物・工作物の増付、改付、配線の施工、配線設計技能	120
		電気工事科	配線工事並びに電気機器の修理における技能	70
		配管科	配管工事における技能	40
		安全衛生科	業務改善、アフォーリフト作業における技能	40
		木工科	木工品の製作及び修理における技能	40
		塗装科	瓦等の形成及び修理における技能、その他	30
		自動車加工科	農林水産物等の加工・包装における技能	20
		製菓科	食品の調製における技能	20
		理容科	理容における技能	40
		生産技術科	新商品の開発に係る考え方、進め方、その他	40
		調理師科	調理における技能(上記)	60
		OA事務科	ワープロ・パソコン操作技能	80
		陶器製法科	接客・販売業務における技能、知識習得	150
品質管理科	TQC法の活用とその進め方	90		
広告科	広告物の製作における技能(PDP)	90		
販売科	商品の販売及び会計事務等における技能	30		
住宅工芸科	配管工事、新築材、インテリアデザイン	20		
運動療法科	薬療法、除害法、その他	10		
縫製科	材料管理、縫製衛生、縫製知識	20		
合計			1,070	
合計			1,430	

総工費 約三億円

「能力開発で  
地域産業の振興を」

島根中央地域  
職業訓練センターの  
事業概要

一、在職労働者に対する認定  
職業訓練

二、求職者の職業能力開発  
提供

三、職業能力開発に関する情  
報及び資料の提供

四、職業能力開発に関する調  
査・研究

五、一般住民を対象とした文  
化・教養講座

六、事業料が独自で行う研修  
講座

七、その他会場としての施設  
提供



# 質問 手帖

【質問】当社では期限内に法人税の申告書を提出しましたが、その後、得意先から、請求金額が二重になっている旨の指摘をうけ、調べたところ、決算に誤りがあることが解りました。

この場合どの様に処理したら宜しいでしょうか。

【回答】法人税の申告は、確定した決算（株主総会等で承認を受けた決算書類）に基づいて作成された法人税の確定申告書を、決算期末から二ヶ月以内に提出することとされています。

この申告書の記載内容が誤っていた場合の処理は、正しく計算した所得金額が当初より増加する場合には修正申告書の提出、所得が減少する場合には、更正の請求の手続をすることとなります。以下その内容について説明します。

## 修正申告

減価償却費の計上額が過大であったとか、棚卸金額が過少に計上されていた等の様に、正しく計算すれば所得金額が増加し、その結果、提出した納税申告書に記載した税額が過少である場合又は、記載した欠損金額が過大であることが解つた場合には自主的に修正申告書を提出することが出来ます。

修正申告書の提出は、更正の通知がある日までは、いつでも提出することが出来、修正申告により増加した税額は修正申告書の提出と同時に納付することとなります。

過少な申告について、更正があった場合、又は修正申告書の提出があった場合には、過少申告加算税（10%又は15%）が課税されます。

然し自主的に提出した修正申告の場合、又は正当な理由による場合は、課税されません。

## 更正の請求

売上が二重に計上されていた等の理由により、納付すべき税額が過大である等の場合には、法定申告期限から一年以内に限り、税務署長に対して、減額更正の請求をして、納税額の還付をうけることが出来ます。

○更正の請求が出来るのは一般的に次の事項です。

- ① 当期の売上ではないにもかかわらず、当期の売上に計上したこと。
  - ② 当期の費用であるのに損金に算入しなかったこと。
  - ③ 法人税の還付金額等益金に算入されないものを益金に算入したこと。
  - ④ 欠損金の繰越控除を行わなかったこと。
  - ⑤ 税額の計算を誤つたこと。
- 次の事項については更正の請求は出来ません。
- ① 確定した決算において、処理することを要件として損金算入が認められる事項について、次の事実
- に該当すること。
- (4) 減価償却費の計算を限度

額まで行わなかったこと。  
 (ロ) 保険金等で取得した固定資産を圧縮記帳をしなかつたこと。

(ハ) 引当金を繰入限度額まで行わなかったこと。

(ニ) 従業員に対する賞与を利益金処分により支出した

こと。  
 ② 損金算入の申告を要件としている事項について、損金算入の申告をしなかつたこと。

更正の請求があった場合には、税務署長は、その請求にかかる課税標準等について調査して、その調査に基づいて更正を行い過大な税額は還付します。

課税する場合は、三年間（状況によつては七年間）更正、決定することが出来ますが、更正の請求の期限は一年です。一年を過ぎたら権利放棄になりますので注意が必要です。やむを得ず一年を経過した場合は、一度、税務署と御相談されて見られたら如何でしょうか。  
 (渡辺税理士)

## 珍税・奇税アラカルト

「蛙税」(仏) 掘の蛙がゲコゲコ鳴いて城主の昼寝のジャマをします。そこで昼寝の間は、領民が掘端でパシャパシャ水面をたたいて、蛙が鳴くのを止めさせるといった労役税でした。

「領外婚姻税」(仏) 女性が城主支配の領域外の男性に嫁いだ場合には、結婚のための持出財産の五・二・五%の税金を課しました。これには、肉体労働力の流出を可能な限り食い止めようとしたものでした。

「召使税」 〓お手伝いさんを雇っている者に課した税金で、女性より男性を使っていた場合は、倍の額でした。

「菓子税」(日本) 〓明治十八年、菓子税を創設し、従業員の数、売上高に依じて一定の税金を課していました。

# 石見銀山防衛が 使命だった松江藩

石村 禎久

徳川家康は、出雲の松江藩を重く見て、腹心の武將を藩主として送りこみ、遂には徳川の親藩とした。松江が軍事的に、あるいは資源の点でも、特別に価値があるとも思えないのに、松江藩主に信頼のおける人物を配したのは何故だろう。

松江生まれの私は、幼いときから、それが謎だった。大田市に住むようになって、これは石見銀山を側面からバックアップする、家康の深い配慮からきていることに気づいたのだ。

幕府の直轄地である銀山御料(天領)は、せいぜい百人前後の役人がいるだけで、万一のことがあればひとたまりもない。変事が発生すれば、素早く松江藩か

ら出兵させるといふ考えがあつてのことだった。

## 関ヶ原の役のこと

天下分け目の戦いとなつた慶長五年(一六〇〇)の関ヶ原の役は、徳川家康を日本の最高実力者に押し上げる、一つの新しい時代の始まりとなつた。

この戦いの前後六十年余りの間は、わが国の土木技術(鉱山開発、用水技術、道路開設)は目ざましい発達をとげ、人々の生活にも変革をもたらした。

石見銀山の開発にも、その新しい波が、さまざまな形で変化をもたらした。

関ヶ原の役の前後といえは、戦国の群雄たちの、あつたものは病死し、あるいは減び、生き残りの武將は何

人かに絞りこまれ、それと共に時代は、安定化に向い、荒廃した鉱山に新技術の導入が望まれ、国土の開発が求められるようになったことが、土木技術の、目ざましい発達を促すことになつたのだ。

## 大久保十兵衛の下向

関ヶ原の戦いがあつた九月十五日には、徳川家康はそのころ日本第一の銀山だった石見銀山へ、素早く宣撫工作にのり出している。銀山を支配していた毛利輝元は、ドル箱を奪われる恐怖に、生きた心地がなくなつたことが、毛利家文書に書き残されている。

有力な鉱山を握ることは、そのまま有力な軍事力となる時代だったので、石見銀山支配は毛利の強大な力を殺ぐ一方で、家康は財政面でも天下奪りに第一歩を踏み出すことになる。

家康はこの年の十一月には代官頭で、三目代のうちの久保十兵衛(のちの石

見守)と彦坂元正の二人までを、石見へ下向きさせている。

大久保十兵衛は武田信玄の旧臣で、甲斐国では金山開発や土木工事に当たつていた人物。家康は敵地にひとしい石見国に、武人であつて、行政マンを送りこんでいるのは、ユニークな人間起用に見えて面白い。

この人事は、やがて見事な成果をあげていくが、家康はこの行政マン配置に対し、さきに述べたように、ちゃんと気配りしているのが興味深い。

松江藩へ幕府の配慮

大久保十兵衛の石見下向と同じ十一月には、遠江・浜松十二万石の堀尾茂助吉晴が、出雲と隠岐二十四万石の大名として、広瀬の月山城へ入城している。

堀尾茂助は、十兵衛とは全く逆の武人であつて、むしろその武功が買われて、出雲へ配置された。いわば石見銀山の外壁を守るのに、かつこうの人物だったとい

うことである。

堀尾茂助、忠氏父子は、間もなく、松江に城地を求め、月山城から引越している。これは石見銀山に距離的に近くなるためであつた。

堀尾家は孫の忠晴の代になつて、あと継ぎのないまま、吉晴は三十五歳で病死して断絶となつた。

寛永十一年(一六四三)には若狭小浜から、京極忠高が松江へやってくる。

忠高の奥さんは、將軍秀忠の二女で初姫といい、然も忠高の「忠」の一字は秀忠からもらつていて、徳川幕府にとつて最も血の濃い人が、松江藩主に選ばれている。石見銀山領では三代目奉行、竹村藤兵衛が寛永十三年(一六三六)に病死すると、忠高は松江藩と兼任で、四代目奉行に任じられている。松江藩と石見銀山の一体ということが、ここにも幕府の政策からうかがわれる。

忠高が寛永十五年に病死すると、忠高にも子が無か

ったため京極家は断絶となり、松江藩にはなぜか悲劇が続いている。

京極忠高には実は、側室に設けた子があったが、岳父の秀忠は、家康の病的な女好きと違って、まじめ人間だったので、秀忠の娘をもらっている手前「側室の生んだ子がいる」と幕府にいいにくかったのだ。

(なおのちに、忠高の子、高和は、おいという名目で播州竜野へ六万石を与えられ、幕府のお情けで入部している)

忠高が死ぬと、その年の四月には、信州松本から家康の孫になる松平直政が着任し、こうして松江藩は、ゆるぎのない徳川の親藩となつて幕末まで続くことになり、私たちに深い意味を語りかけている。

### 十兵衛の先見の明

ところで石見国へ出かけた大久保十兵衛は、大坂から海路を尾道へとり、尾道から中国山脈を越えて石見へ入っている。

石見銀山の産銀をどんな

方法で輸送するか、十兵衛の頭には早くもイメージが組み立てられていた。道らしい道の無い大森への道を、駕籠にゆられながら、その見きわめをつけていた。

大森へ着くと、すぐさま石州銀山道と呼ばれる街道の整備に手をつけている。

石州銀山道は、大森から尾道まで三十三里(百三十<sup>+</sup>)で、東海道のスタイルをそのまま取り入れ、道幅を七尺(一・二二m)とし、街道には一里塚松(黒松)を植えた。さらに東海道で実施している定助郷へ幕府が宿駅に課した人夫役)の制度も取り入れているという万全の体制をしいた。

これは確かに行政側にとつては、先見の明の適中だった。さきに述べたように、鉾山開発にも新技術が生かされた。

慶長八年になると、石見銀山では、釜屋間歩(本谷)が開掘され、空前の大鉾脈

だったところから、銀山の人口二十万、寺院の数は百カ寺という繁栄の時代に入ると。

これは谷のすそから水平に掘り、排水を兼ねて鉾体にあたる、横相掘りを取り入れた新しい開掘法の成功だった。

家康に、この報告と銀の献上を兼ね、伏見へ送ることになった純銀一千貫(四<sup>ト</sup>)は、いち早く拓いていた石州銀山道が、さっそく活用出来ることになった。

試験輸送として、別に一千貫を海路で送っているが、日本海を瀬戸内海へ回るコースは、のちに毎年十二月中旬に、年間分を輸送することになるのを考え、危険な外海コースを避け、石州銀山道は、幕府の官道として、慶応二年(一八六六)幕府が崩壊するまで、二百六十年余りにわたって陸路輸送が続くことになる。

石州銀山道いろいろ

石州銀山道は、幕府の権力で拓いたとはいえ、中国

山脈一帯は、標高三五〇<sup>ト</sup>前後の山々のそねや、谷を辿る難路だったので、行政にとつては都合のよい定助郷も、助郷を負担する農村の人々を長く苦しめた。

この石州銀山道は、大坂方面をめざす、大田地方の人々に、さまざまエピソードを残した。

商用で大坂方面へ出かけることになる、出発の前に、もしものことがあった場合を考えて、髪を切つて家へ残したものだという。昔の人たちの、生命の残

存ということに対する考え方が分つて面白いし、いまのわれわれから見ても、小さな気配りが胸をうつつくる。また街道筋や、瀬戸内の船の中で、故郷の知人に出会つたりすると

「無事に旅をしている」といって、故郷への伝言を頼んだものだという。いわば手紙のかわりを知人に依頼するわけで、ここにも昔の人の、人と人との信頼感やふれあいがある、ほのぼのとおつてくる。



銀輸送最初の宿泊地・九日市  
(左は佐和谷の旧居)

# 気になる「がん」への備え

ひと昔前までは、がんといえば不治の病。しかし今では、2人に1人は、克服している病気です。もはや、がんにかかっていけば不安なのは、その多額の入院費用、差額ベッド代、付添看護婦料、その他、入院諸用品代、ご家族の交通費など、かなりの費用が自己負担になります。もしもの時のために備えだけはしっかりしておきたいものです。そこで

**安い掛金で安心を買おう！**

## 法人会の がん保険制度

【会員の皆様の会社に朝礼時間等にお伺いして説明会をさせて頂いております。ご一報下さいすぐにお伺い致します。】

◇ **こんなに多額の自己負担がかかる。** ◇

差額ベッド代 付添看護料 保険外の薬剤費等



1ヶ月あたり経費 (平均) **870,000円**

(1口につき)  
がんで入院すると  
入院中1ヶ月ごと







ご主人  
**45万円**

奥様とお子様 (23才未満)  
**30万円**

**日数制限なく支払います。**

がん保険が経済的なバックアップをします。

2口が標準コースです！

	安心コース (3口)	おすすめコース (2口)	基礎コース (1口)
本人	 入院給付金 (1ヶ月当り) 135万円	 入院給付金 (1ヶ月当り) 90万円	 入院給付金 (1ヶ月当り) 45万円
家族	 入院給付金 (1ヶ月当り) 90万円	 入院給付金 (1ヶ月当り) 60万円	 入院給付金 (1ヶ月当り) 30万円

\* 3口までご契約になれます(被保険者1名につき)

お問い合わせ

法人会窓口  
(社)石見大田法人会  
☎(08548) 2-0765

(社)石見大田法人会制度推進担当員

青木 恵

☎(08548) 2-1338(チェスト内)  
夜間 2-2226

引受保険会社  
アメリカンファミリー生命保険会社

第八回

会員親睦ゴルフ大会

優勝 山崎 洋氏

(南 山崎 薬局)



恒例の会員親睦ゴルフ大会が、四月十五日(土)、大社カントリークラブに於いて四十六名の参加を得て開催

された。

年一回の会員の親睦を計る目的でスタートしたこの大会も、今年で八回目を迎えた。

心配された天気も時々小雨の程度で、プレーには支障はなく、新緑のコースで和やかな雰囲気ではまった。

今年の始球式は伊藤章雄副会長による見事な白煙と共に、アウト・インコースと分れて順次スタートした。

日頃のコンペと違い、ベテラン、初心者、年長者、若い人等を交えて、初顔合せの組を多く作り、新しい交流の輪を広げる

配慮がされ、毎日の忙しさを忘れて、メンバー同志でアドバイスをしたり、けん別したりの楽しいプレーの進行……。

九ラウンドを終了しての昼食は生ビールを飲みながらの中間スコアの話、プレーの話、その他……。談笑に花が咲く

表彰式

競技が終つて引き続き同クラブロビーに於いて、勝部事務局の司会で成績発表、表彰式が行なわれた。

- 優勝 山崎 洋
- 準優勝 千田丁龍
- 三位 小林栄治
- BG賞 小林栄治
- DC賞 千田丁龍
- 宮本 誠
- 波多野司
- 伊藤照司
- NP賞 遠藤 忍
- 松井順一
- 大野孝雄
- 宮本 誠
- 創立年次賞

柳沢 悟  
以上の賞の外にも飛賞など沢山の賞品が贈られ、又参加者全員には当日手打ちの「生ソバ」が配られて大変好評でした。



優勝のよろこび(山崎氏)  
「幸運と良きパートナーに恵まれ、御影様で石見大田法人会コンペに優勝することができ、大変に喜んでおります。どうも有難うございます。」

その他の入賞者、BB賞、メーカー賞の授賞者の感想を聞きながら、次回はより多くの参加者により益々盛大になる事を誓い合い散会した。

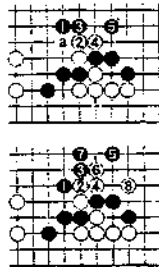
囲碁問題解答

問 1

シチヨウ白良しですが、黒はカケて取るしかありません。黒1が正解です。白2以下は黒3、5ともう一回カケて白は脱出不能。白2でaは黒2でシチヨウです。失敗 黒1では白2から逃げられます。

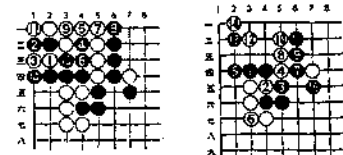
正解

失敗



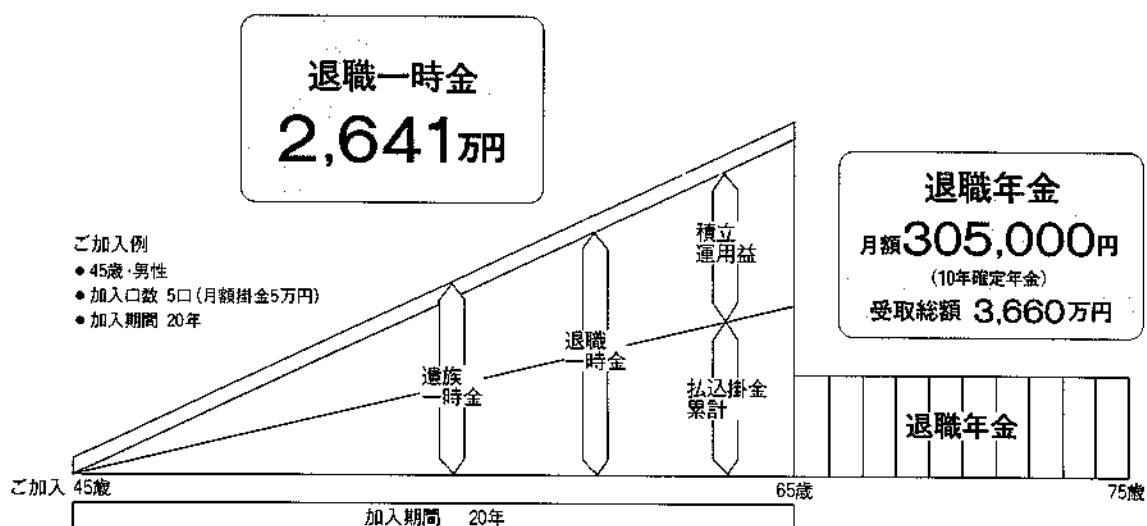
問 2

問 2 参考図  
12(2の二)ホウリコミ  
13(1の二)一目トリ



# 法人会の経営者退職年金制度

1. 「自由満期」です。
2. 「高利回り」です。
3. 「部分解約」が出来ます。
4. 年金でもお受取りが出来ます。
5. 受取差額50万円まで非課税です。(個人受取)



## ★ 5口(50,000円)加入の場合の受取金額

期間	掛金累計	受取金額	年平均利回り
3年	1,800,000円	1,920,000円	4.32%
5年	3,000,000円	3,470,000円	6.16%
10年	6,000,000円	8,570,000円	8.49%
15年	9,000,000円	15,985,000円	10.29%
20年	12,000,000円	26,410,000円	11.95%

(注) 1. 給付額は、(財)全国法人会総連合経営者退職年金規約に基づく金額であり、将来の経済情勢または引受保険会社の配当率の変動等により改訂されることがあります。

お問い合わせ・資料請求は……法人会事務局 ☎(08548)2-0765 大同生命浜田営業所 ☎(0855)22-5965まで

# 企業経営の“必需品”

## 法人会の企業保障プランLタイプ

高齢化社会の到来、めまぐるしく移り変わる経済情勢の中で、

企業を守り育てていく経営者は、

将来に備えて自らもしっかりと自衛しておく必要があります。

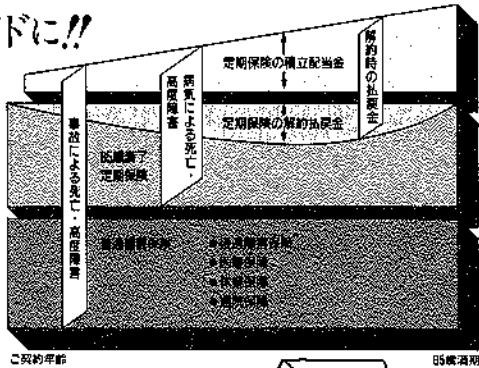
そうした時代のニーズにお応えしたのが、「企業保障プラン・Lタイプ」です。

ますます好評!!

### 保障内容がグ〜ンとロングでワイドに!!

- 85歳までの長期保障、保険料は満期まで一定。
- 新規ご契約は74歳まで。
- 重責にふさわしい最高3億円の大型保障。
- 手術、入院・通院の治療もカバー。
- 生存退職慰労金の財源として。
- 海外での事故・病気も保障。

★このプランは中途でおやめになる場合でも、定期保険の解約払戻金および積立配当金を受取ることができます。

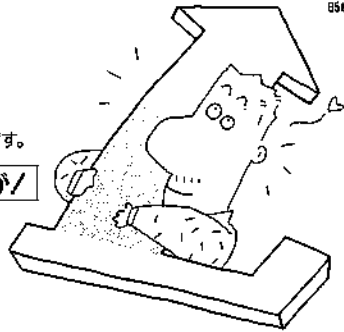


### ★有利な転換制度のご利用も

当社のお手持ちのご契約を解約することなく、新しいご契約に一本化する制度です。

#### 企業保障プラン・Lタイプに転換すると大きなメリットが!

1. 最高5億円までの大型保障が得られ、保障内容がパワーアップ。
2. 新規にご契約されるよりも、保険料が割安に。
3. 長期契約に対する相当の権利は、新しい契約に引き継がれます。



### (法人会)これまでに、お役立ていただいた保障金

保 障 金	昭和46年6月から昭和63年3月までに お役立ていただいた保障金		最近1年間(62/4~63/3)	
	件 数	金 額	件 数	金 額
死亡・高度障害・後遺障害保障金	22,915件	3,014億1,971万円	2,293件	349億5,748万円
病気による入院保障金	92,284件	181億3,203万円	11,883件	29億1,166万円
事故による入院保障金	24,017件	32億9,584万円	2,436件	4億2,989万円
病気による手術保障金	32,077件	34億1,346万円	4,749件	6億3,003万円
事故による手術保障金	3,836件	3億7,612万円	526件	5,873万円
病気・事故による看護給付金	97件	1,799万円	59件	1,166万円
事故による休業保障金	111,779件	167億2,442万円	7,006件	13億8,640万円
事故による通院保障金	38,017件	25億9,309万円	10,950件	9億0,116万円
事故による医療保障金	28,440件	14億1,727万円	3,290件	1億4,602万円
合 計	353,462件	3,473億8,993万円	43,192件	414億3,303万円

お問い合わせ・資料請求は……法人会事務局 ☎(08548)2-0765 大同生命浜田営業所 ☎(0855)22-5965まで

# 李方子さん・思い出の剣の発見

## 悲劇の人

五月一日の各新聞は、悲劇の人、梨本宮守正親王と第一王女、李方子（イ・パングジャ・日本名まさこ）さんの死を伝えた。

確かその数日後だったか、瀬摩郡温泉津町、天領資料館経営の河合茂さん（六八）から電話がかかって来た。

それによると、方子さんが大正九年、李王朝最後の皇太子、李垠（イ・ギン）殿下と結婚されたとき、方子さんが殿下に贈られたと思われ



李方子さん思い出の剣と河合さん

る双刃剣が、自分の手もとにあるという話だった。

日韓の不幸な歴史にほんろうされたこの人は、日本の敗戦で皇族でなくなり、王朝の復活もなく、売り食いされる悲惨な時期があった。

「大変困っておられて、赤坂の広い屋敷や別荘を手放されたとき、双刃剣も断腸のおもいで恐らく売却されたのだらうし、まわりまわってあなたのもとへ入ったことは、不思議ではない」と答えたことを覚えてい

る。河合さんは、「何かの因縁」といって、しんみりしておられた。

双刃剣は語る  
剣の桐箱の表には「第貳参孝號・御劍・津田越前守助廣・津田近江守助直、長尺壹尺五寸、李垠藏一内側には「大正九年四月吉辰、梨本宮方子寄贈」と墨書してある。

柄は朴の木で金泊ばり、

魔よけの紋様が彫つてある。細金（刀身と鐔が接する部分）のつくりは金細工。

神代の昔、素戔鳴尊が、八岐大蛇を討たれた双刃剣を連想させる、莊重と美しさと神秘が漂い、手放されたときの方子さんの悲痛な思いが伝わってくるような気がしてくる。

作者の助直は、助廣の妹むこなので、助廣と助直は義理の兄弟で、二人の合作によって鍛造されたもの。二人は江戸時代の初め、延宝（一六七三）〜元禄（一六八八）の時代の名の知れた刀匠である。

銘は兄弟の名が別々に、画面に入れてあり、助廣は「丸津田」のニックネームで知られているように、丸っこい文字で銘が刻んである。

日韓の歴史を辿る  
NHKの報道部に知人がいるので、このことを電話で話した。それはただ珍しい剣が見つかったということではなく、この双刃剣を通じて、日韓国のはざまに

落ちこみ、苦難の人生を辿った人の運命、それがそのまま日韓国が越えて来た道のりであったことについて、もう一度多くの人に考えてもらいたいという、願いからだった。

NHKテレビは、全国放送で映像を流したが、この放映を見て週刊誌の「週刊文春」の記者とカメラマンが、さっそく河合さん方を訪れ、五月二十四日発売号で紹介した。

方子さんは昭和二十八年、願いがかなって韓国へ帰国し、かつての宮殿だったソウル市内の「楽善齋」に落着き、脳障害の夫と共に余生を過され、社会福祉に注がれた晩年は、韓国の人々に慕われた。

方子さんは、その著書の中で「流されるままに生きて、幸わせでした」と書いています。その心境は国と国との思いをはるかに越え、すばらしい世界に到達した、まさに聖女だったといわれよう。

（石村 記）

## ◆ 編集後記 ◆

社団化してからの第一号である前号を、昨年末に発行して以来、半年の間に大きな出来ごとが続いています。

昭和天皇の崩御・消費税の施行・竹下総理の辞任等、又外国では、中国の民主化弾圧等、特筆すべきものと思えます。

当法人会の地域内でも、三首長の内、大田市市長並びに、温泉津町長が新人に交替されました。世の中は馳足で変わって参ります。

本号では特に、新市長、新町長に、行政に対する抱負を語って戴き、又新税である消費税についても特集したつもりです。

法人会の目的に沿って、公共性の強い事業を遂行すべく、会長以下努力して参りたいと思います。

ご繁忙のさ中、本号の編集に御協力を賜りました方々に、心から深く感謝を捧げる次第であります。

（広報部 渡辺）



ゆのつ温泉・銀山巡りのご用命は！  
**(有)温泉津タクシー**

代表取締役 石見護作  
瀬摩郡温泉津町 TEL(08556) 5-2200

—信用と技術の店—

# 有限会社 水間電器

〈久手店〉大田市久手町駅前区 TEL(08548)2-8826  
〈大田店〉大田市大田町大正西二 TEL(08548)2-0115

ふるさとの味…磯の香り…いっぱい！

**今 焙りわかめ  
板わかめ**

「わかめ」は食物繊維の宝庫です。

わかめ製品のメーカー **魚の屋**

発売元 海産物 食料品 問屋 **中島商店**

夢見るだけじゃつまらない  
実現させなきゃ  
意味がない

〈石見銀山〉  
**BURA HOUSE**  
〈有〉松田屋

BURA  
コミュニケーション  
ユニ

BURAとはフィーjee-羅島で使われている気軽なあいさつ話です。  
〒694-03 島根県大田市大森町ハ-185 TEL(08548)9-0161・9-0620  
FAX(08548)9-0162

家具と建装。あなたの住まいづくりのパートナー。

## **たけごし** 家具

- 家具センター/大田市大田町市民会館通り ☎(08548)2-0617(代) 有線296-14
- 建装部/建設業(内装仕上工事) 家具センター内 ☎(08548)2-0830

カルタス1600 CCセダンで新登場!!



# 石東スズキ販売(株)

本社/大田市大田町大田イ103-1 TEL(08548)2-0678(代)



社団法人 石見大田法人会会報 第17号

平成元年6月20日発行

発行所 社団法人 石見大田法人会

編集 広報委員会 委員長 渡辺常弘

大田市大田町 大田商工会議所内

TEL (08548) 2 - 0765

印刷 月橋印刷

大田市鳥井町 TEL 2 - 0540